

暮らしのお知らせ

お知らせ

【名寄税務署からのお知らせ】

年末調整手続の電子化って何？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を书面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）

にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、従業員の方はマイナポータルを通じて、控除証明書等を一括取得することが出来ます。

また、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) をご覧ください。

電子化することによるメリットとは？

（勤務先のメリット）

①保険料控除等の控除額の検算が不要

②控除証明書等のチェッ

ク事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）

③従業員からの問い合わせが減少

④年末調整関係書類の保管コストが削減

（従業員のメリット）

①控除額等の記入・手計算が不要

②控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要

③勤務先からの問合せが減少

国税庁が提供する「年調ソフト」とは？

国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開していま

す。

（注） 現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することが出来ます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」



募集

【公営住宅等の入居者募集】

元町あけぼの団地などの入居者を募集します。申込期限…9月24日（木）まで。入居基準や必要書類など詳細は下川町公営住宅情報サイトをご覧ください。ただくか、町民生活課維持管理係（☎01655・4・2511）へお問い合わせください。

■お問い合わせ

名寄税務署

☎01654・2・2157